

平成23年5月臨時会

議案説明資料

生活環境部

# 平成23年5月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

生活環境部

| 報告番号  | 件名   | 課名等      | 頁 |
|-------|--|----------|---|
| 報告第1号 | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について<br>(平成23年4月7日専決) | 砂丘事務所    | 1 |
|       | (12) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について<br>(平成23年4月20日専決)                | 景観まちづくり課 | 2 |

|          |   |
|----------|---|
| 区分       | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について<br>(平成23年4月7日専決)  |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由<br/>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要<br/>(1) 和解の相手方<br/>鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨<br/>県は、損害賠償金54,684円を支払うものとすること。<br/>(過失割合…県8割)</p> <p>(3) 事故の概要<br/>ア 事故発生年月日<br/>平成23年1月18日</p> <p>イ 事故発生場所<br/>鳥取市湯所町一丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況<br/>鳥取県生活環境部砂丘事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右折しようとした際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 条例名等   | <p>議会の委任による専決処分の報告について<br/>       (12) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について<br/>       (平成23年4月20日専決)</p>   |
| 理由及び概要 | <p>1 提出理由<br/>       有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要<br/>       (1) 有線放送電話に関する法律の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。<br/>       (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日<br/>       公布日とする(2)を除き、放送法等の一部を改正する法律の施行の日<br/>       ※放送法等の一部を改正する法律の施行日<br/>       公布の日(平成22年12月3日)から9月以内の政令で定める日</p> <p>(参考) 放送法等の一部を改正する法律の概要<br/>       通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送、電波及び電気通信事業に係る整備が行われ、有線放送電話に関する法律が廃止され、電気通信事業法に統合された。</p> |

## 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| 別表第2（第2条関係）  | 別表第2（第2条関係）  |
| 1～20 略   | 1～20 略   |
| 21 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条<br>第1項の規定により指定された重要文化財、同<br><u>法第78条第1項の規定により指定された重要有</u><br><u>形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋</u><br><u>蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指</u><br><u>定され、若しくは同法第110条第1項の規定によ</u><br><u>り仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係</u><br><u>る行為</u> | 21 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条<br>第1項の規定により指定された重要文化財、同<br><u>法第56条の10第1項の規定により指定された重</u><br><u>要民俗資料、同法第57条第1項に規定する埋蔵</u><br><u>文化財又は同法第69条第1項の規定により指定</u><br><u>され、若しくは同法第70条第1項の規定により</u><br><u>仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る</u><br><u>行為</u> |
| 22～30 略  | 22～30 略  |
| <u>31 略</u>  | <u>31 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第</u><br><u>152号）による有線放送電話業務の用に供する線</u><br><u>路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備</u><br><u>を収容するための施設の設置又は管理に係る行</u><br><u>為</u>  |
| <u>32 略</u>  | <u>32 略</u>  |
| <u>33 略</u>  | <u>33 略</u>  |
| <u>34 略</u>  | <u>34 略</u>  |
| <u>35 略</u>  | <u>35 略</u>  |

### 附 則

この条例は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2第21号の改正規定は、公布の日から施行する。

